

第2号議案

上野原都市計画道路の変更

(3・5・6号 いりや通り線)

(3・5・7号 諏訪通り線)

都市計画道路の見直し

背景

- 人口減少等の社会情勢の変化から、持続可能な社会を構築していくために、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みの重要性が高まっている。
- 市町村においても、立地適正化計画の策定が進むなど、都市の再構築に向けた取り組みを進めているところ。
- 都市計画は社会情勢の変化を踏まえ適時適切な見直しが行われることが望ましく、都市の骨格を定める**都市計画道路**についても、目指すべき都市構造と対応したものであるか等、必要な再検証が求められている。
- 長期未着手路線が存在し、長年にわたる建築制限が課題となっている。



- 都市計画道路の見直しは、一定の方針や考え方に基づいて行われることが望ましいため、**県では、「都市計画道路見直しガイドライン」を策定し**、各市町村に対し一定の指針を示した。
- まちづくりの主体となる市町村と連携して都市計画道路の見直しを進めていく。

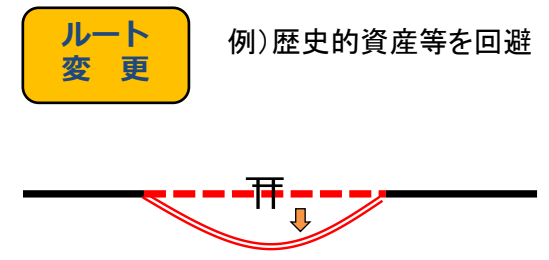
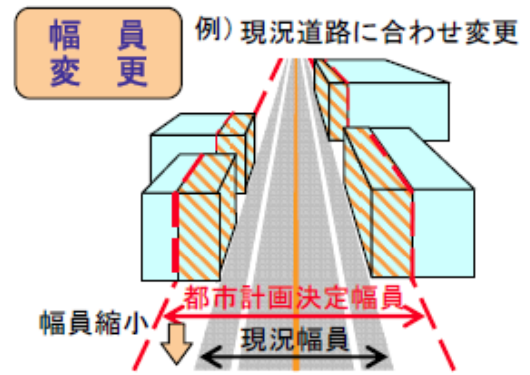
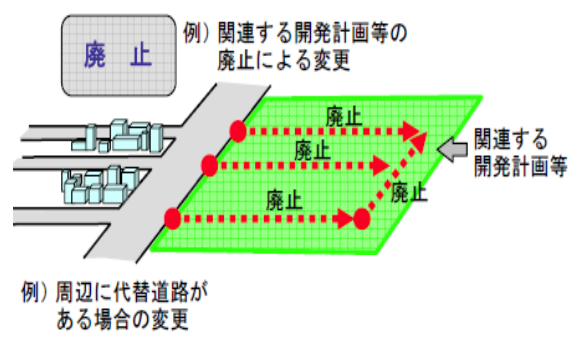
都市計画道路の見直し

見直しの基本的な考え方

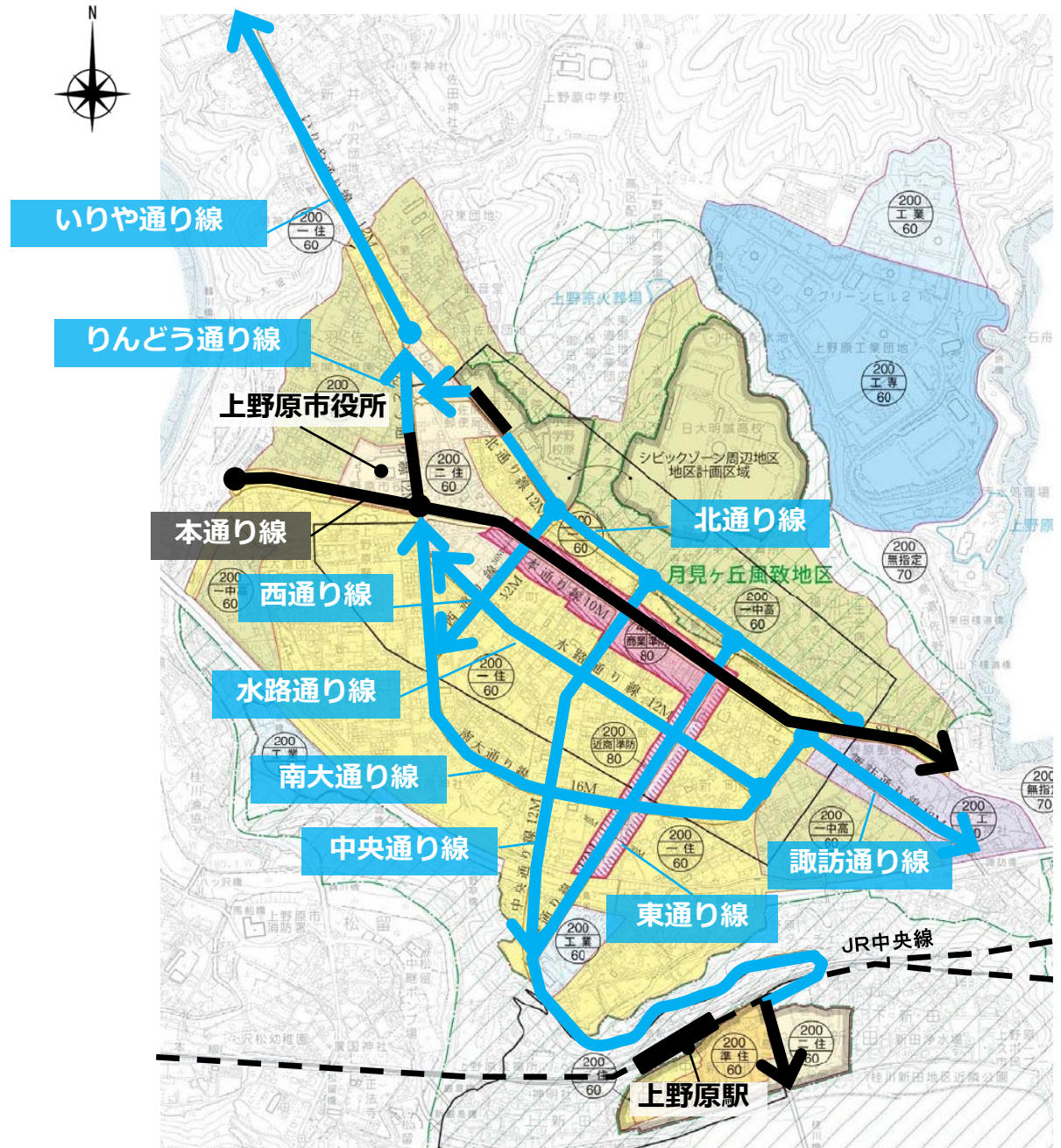
- 将来像や将来都市構造との整合
 - ・ 目指すべき将来像に対応しているか
 - ・ 都市構造との整合性が確保されているか など
- まちづくりとの整合
 - ・ 空間機能として必要か
 - ・ 市街地形成機能として必要か など
- 将来交通需要への対応
 - ・ 交通処理機能として必要か
 - ・ 連続性のある道路網が形成されているか など

見直しの内容

・ 廃止 ・ 変更 車線数変更、幅員変更、ルート変更 ・ 存続



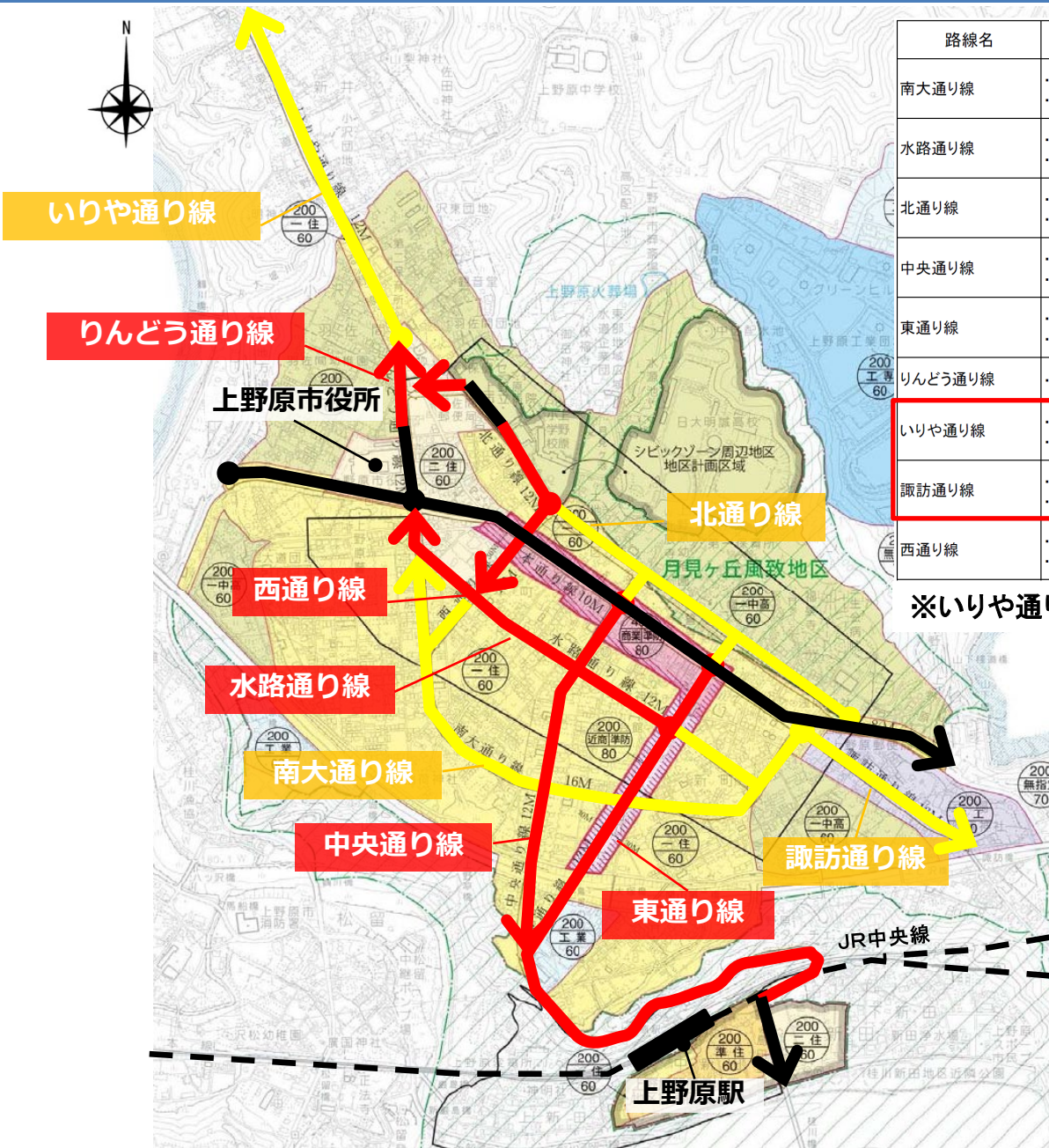
上野原市の都市計画道路の整備状況



<凡例>

- 整備済
- 未整備

上野原市の都市計画道路の見直し案



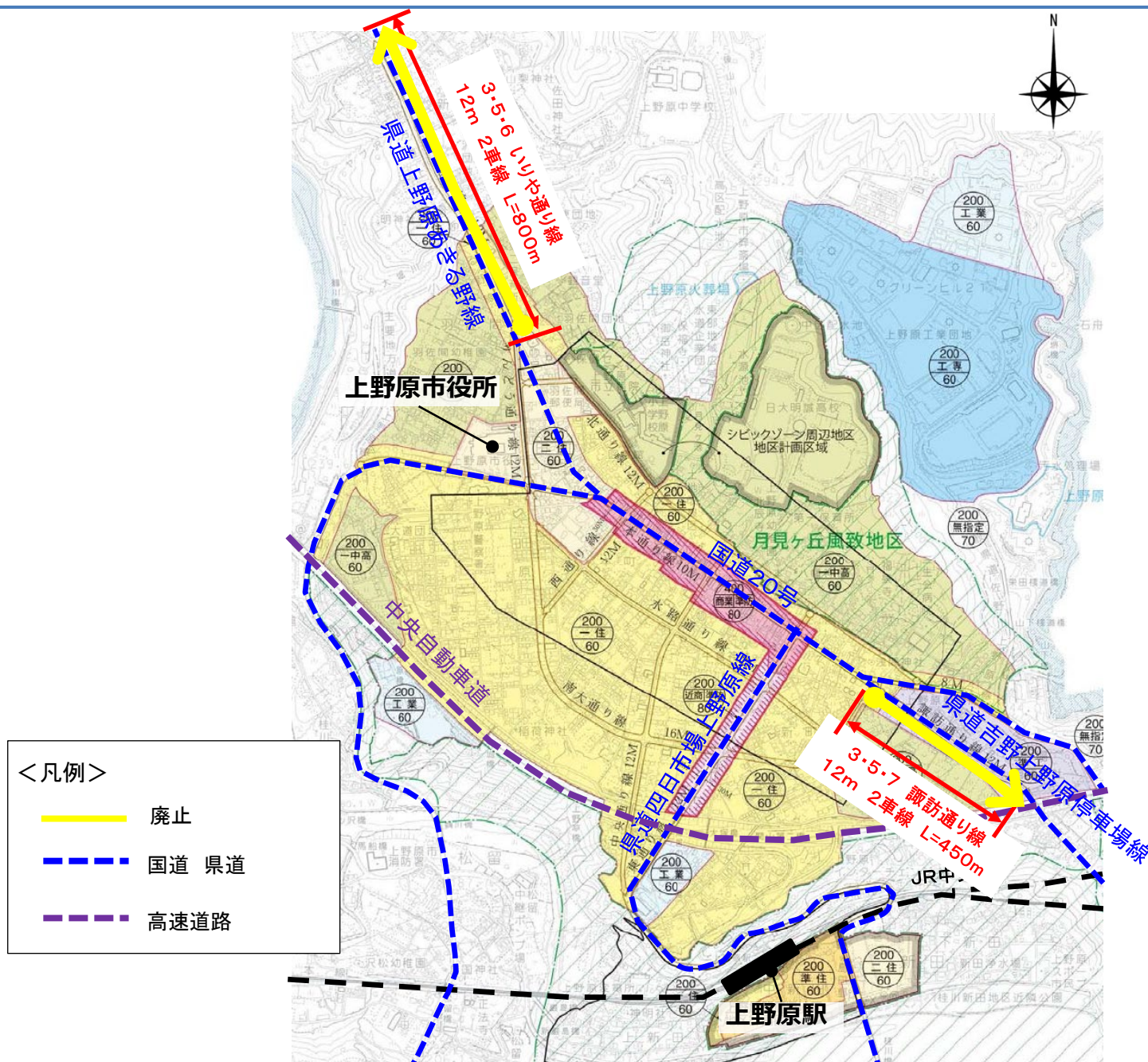
| 路線名 | 見直し結果 |
|---------|--|
| 南大通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路としては廃止する 水路通り線の整備により代替機能を確保する |
| 水路通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 存続する 南大通り線の廃止にともない東通り線以西を一部廃止 |
| 北通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路としては一部区間を廃止する 風致地区に接していることから現状の環境を保全するため一部区間を廃止 |
| 中央通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 存続する 北通り線の一部廃止にともない本通り線以北を一部廃止 |
| 東通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 存続する 北通り線の一部廃止にともない本通り線以北を一部廃止 |
| りんどう通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 存続する |
| いりや通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路としては廃止する 大半が居住誘導区域外であり、すでに片側歩道の道路が整備されているため廃止 |
| 諏訪通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路としては廃止する 交通量が少ない路線であり、国道20号が代替機能を有するため廃止 |
| 西通り線 | <ul style="list-style-type: none"> 存続する 南大通り線の廃止にともない水路通り線以南を一部廃止 |

※いりや通り線、諏訪通り線のみ県決定

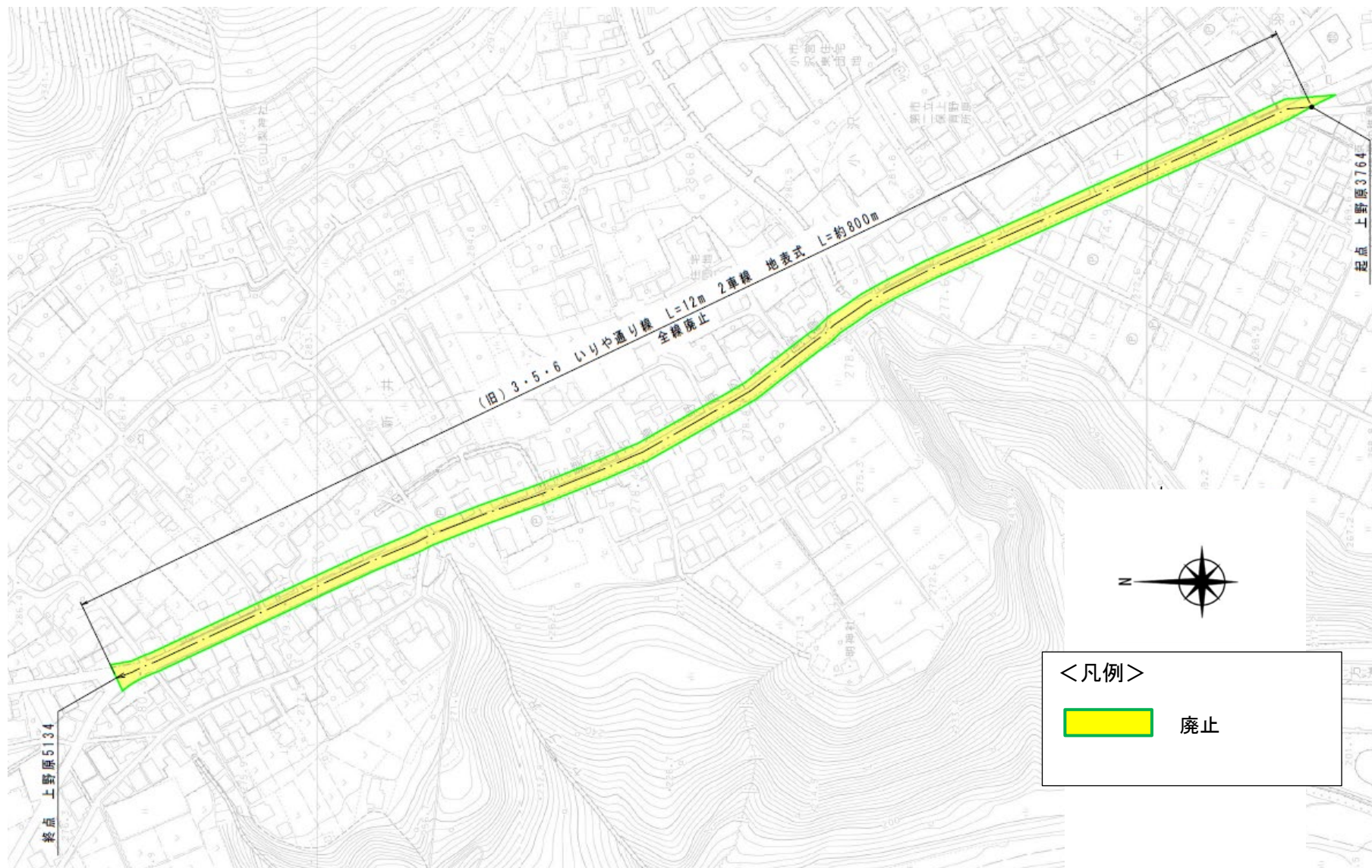
<凡例>

- 整備済み
- 廃止
- 存続路線

(都)いりや通り線 (都)諏訪通り線の廃止



(都)いりや通り線 計画図(新旧対照図)



上野原都市計画道路の変更(山梨県決定)

上野原都市計画道路中、3・5・6号いりや通り線外1路線を、次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|----|---------|--------|------------------|------------------|-------|--------|------|------|-----|----------------------|------|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 種別 | 3・5・6 | いりや通り線 | 上野原市 上野原 3764 | 上野原市 上野原 5134 | 新井 | 約 800m | 地表式 | 2車線 | 12m | 幹線街路との平面交差1箇所 | 全線廃止 |
| | 車線の数の内訳 | | | | | | | | | | |
| | 構造形式の内訳 | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | |
| 種別 | 3・5・7 | 諏訪通り線 | 上野原市 上野原 514 | 上野原市 上野原 1002 | 塚場 | 約 450m | 地表式 | 2車線 | 12m | 幹線街路との平面交差1箇所 | 全線廃止 |
| | 車線の数の内訳 | | | | | | | | | | |
| | 構造形式の内訳 | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | |

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

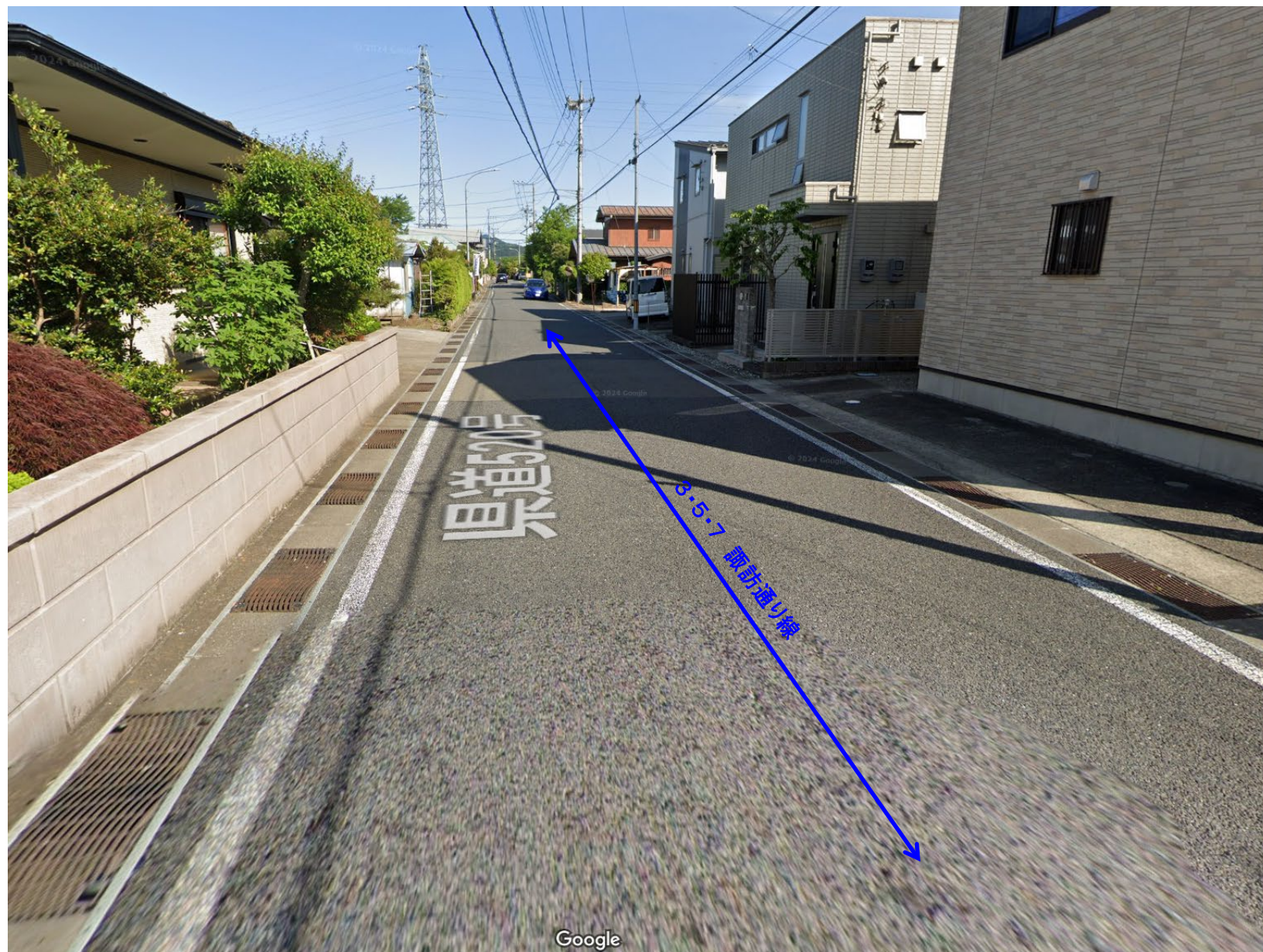
(都) いりや通り線は、主要地方道上野原あきる野線で、市街地の西端部から、都市計画区域外である桐原地区方面を結ぶ道路の一部である。本路線は昭和28年6月に都市計画決定され、その後、中央自動車道上野原ICの設置にあわせ市内の都市計画道路の全体見直しを実施する中で、幅員や起終点の変更が実施されたが、全線が未整備の状況である。沿道の半分以上は用途地域の指定がない白地地域で、コンパクトシティを目指す中で、沿道を市街化していく方向性はなく、都市計画道路としての整備の必要性は大幅に低下した。また、近年、交通量も減少している状況であることから、都市計画道路として整備は行わず、必要な道路改良を適宜実施していくものとし、当該路線全線(800m)を廃止する。

(都) 諏訪通り線は、県道吉野上野原停車場線で、市街地の東端部に位置する路線で、神奈川県方面を結ぶ道路の一部である。本路線は昭和28年6月に都市計画決定され、その後、中央自動車道上野原ICの設置にあわせ市内の都市計画道路の全体見直しを実施する中で、幅員や終点の変更が実施されたが、全線が未整備の状況である。沿道は閑静な住宅街が形成され開発圧力が高くなく、上野原立地適正化計画において都市機能誘導区域から外れており、道路拡幅の必要性は大幅に低下している。また、交通量も2,000台/日程度で渋滞等は発生しておらず、将来交通量推計においても増加する見込みはないことから現道に必要な交通処理機能を有していると判断できる。したがって、都市計画道路としての整備は行わないものとし、当該路線全線(450m)を廃止する。

写真① いりや通り線



写真② 諏訪通り線



都市計画の策定の経緯の概要

上野原都市計画道路の変更（3・5・6 いりや通り線 3・5・7 諏訪通り線）

| 事 項 | 時 期 | 備 考 |
|------------------------|------------------------------|------------------|
| 住 民 説 明 会 | 令和6年8月29日 | 出席者：7名 |
| 公 聴 会 | 令和6年10月2日（中止） | 意見書：なし |
| 関 係 市 町 村 の 意 見 聴 取 | 令和6年10月25日 | 上野原市異議なし |
| 法第17条第1項の縦覧 | 令和6年11月 7日から 令和6年11月21日まで | 縦覧者：なし 意見書：なし |
| 山梨県都市計画審議会 | 令和7年1月30日 | |
| 都 市 計 画 決 定 告 示 | 令和7年3月（予定） | |